

千曲市告示第20号

千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月5日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する告示

千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成17年千曲市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第6項」を「第6条第1項又は第2項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、第1号の規定は適用しない。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第4条第1項第1号中「授業料」を「受講料」に改め、同項第2号中「受講する者」を「受講する者で次号に掲げる者を除く。」に、「授業料」を「受講料」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。） 当該支給対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

第6条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、訓練給付金の支給方法について次条第3項の規定を適用する場合は、その旨を通知するものとする。

第7条第1項第1号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

(3) 地方税情報の取得に関する同意書（様式第4号）」を「受講対象講座指定通知書（様式第2号）」

第7条第1項第4号中「教育訓練修了証明書」の次に「又は教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第7条第3項によって支給する場合に限る。）」を加え、同項第6号中「一般教育訓練給付金」を「教育訓練給付金」に、「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」を「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第1項」に、「教育訓練支給要件回答書」を「教育訓練給付金支給要件回答書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第4条第2号に規定する者に対する訓練給付金の支給に限り、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。この場合において、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（同法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定するものとする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（訓練給付金の追加支給等）

第8条 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して1か月以内に、千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金申請書（追加支給用）（様式第4号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていること

を証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

(3) 教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(4) 支払った教育訓練経費の領収書又は写し

(5) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金支給・不支給決定通知書）

(6) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、支給の可否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、申請者の受講した講座の雇用保険法による教育訓練給付の受給資格が不明なときは、住所地を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書により確認しなければならない。

3 支給決定を行った場合は、支給額を算出し、千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給通知書（追加支給用）（様式第6号）を申請者に通知するものとする。

様式第1号中

「

申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月
	個人番号		日
	住所（別居の場合）		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当する・しない		
児童扶養手当の有無	受給している・受給していない		
備考			

」を

「

備考	
----	--

」に、

「

【留意事項】

1 支給の対象となるのは、次の要件を全て満たす方です。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父であること。
 - (2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
 - (3) 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料（受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
 - 3 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格がない者が一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格がない者が専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
 - 4 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知することとなります。
 - 5 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
 - 6 受講対象講座の指定後、当該教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。
 - 7 自立支援教育訓練給付の支給を受けるためには、受講修了日の翌日から1ヶ月以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」及び確認書類によって支給申請手続きを行うことが必要です。
 - 8 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、

生計を一にする子がいる場合に記載してください。

- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父でない。
- (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。

（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）

」を

「【留意事項】

- 1 支給の対象となるのは、次の要件を全て満たす方です。
 - (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父であること。
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
 - (3) 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料（受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 3 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格がない者が一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格がない者が専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

※雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格がない者が専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講し、教育訓練を修了後1年以内に資格取得し、就職した場合の支給額は、入学料及び受講料の合計額の85%（修

学年数に60万円を乗じた額（限度額は240万円）です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- 4 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知することとなります。
- 5 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、当該教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。
- 7 自立支援教育訓練給付の支給を受けるためには、受講修了日の翌日から1ヶ月以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」及び確認書類によって支給申請手続きを行うことが必要です。

」に

改める。

様式第2号中

「

所要費用 (予定)	入学料 円	受講料 円	合計
*			

」を

「

所要費用 (予定)	入学料 円	受講料 円	合計
支給方法			

(上記の教育訓練が専門実践教育訓練である場合に記載)

※上記教育訓練に係る資格を取得し、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。

」に

改める。

様式第3号中

「

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
振込金融機関	金融機関名		支店名
	(普通・当座) 口座番号		
	(フリガナ) 口座名義		
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地上税法上の扶養親族に該当 する ・ しない		
備考			

」を

「

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
うち支給単位期間	うち 年 月 日～ 年 月 日 (初日) (末日)		
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円		

雇用保険法による 教育訓練給付金の 受給額	円
振込金融機関	金融機関名 支店名
	(普通・当座) 口座番号
	(フリガナ) 口座名義
備 考	

」に、

「

- 2 支給申請書には次の書類を添付してください。
- ① 受講対象講座指定通知書（様式第3号）
 - ② 地方税情報の取得に関する同意書（様式第4号）
 - ③ 所得の額等についての市町村長の証明書
 - ④ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第6号）
 - ⑤ 修了証明書
 - ⑥ 領収書
 - ⑦ 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書）

※③及び④については、児童扶養手当受給者（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）は添付不要です。

- 3 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ生計を一にする子がいる場合に記載してください。
- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父でない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。
- （（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）

」を

「

- 2 支給申請書には次の書類を添付してください。
- ① 母子・父子自立支援プログラムの写し

- ② 受講対象講座指定通知書（様式第 2 号）
- ③ 修了証明書（専門実践教育訓練給付金の支給で、支給単位ごとの支給を希望する場合は受講証明書）
- ④ 領収書
- ⑤ 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金支給・不支給決定通知書）

」に

改める。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号(第8条関係)

千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書 (追加支給用)

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 —) TEL		
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)		
資格取得年月日 取得資格名称	年 月 日	取得資格名称	
就職等年月日 就職等先名称	年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明	就業先住所		就業先 TEL
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)		
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	自立支援教育訓練給付金の受給額	円
振込金融機関	金融機関名 支店名		
	(普通・当座) 口座番号		
	(フリガナ) 口座名義		
備考			

事業主の証明欄

【留意事項】

- 1 支給申請は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して1ヶ月以内にしてください。
- 2 支給申請書には次の書類を添付してください。
 - ① 母子・父子自立支援プログラムの写し
 - ② 修了証明書
 - ③ 領収書
 - ④ 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類(教育訓練給付金支給・不支給決定通知書)
 - ⑤ 資格を取得したことを証明する書類の写し
- 3 就職等年月日、就職等先名称に記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

様式第5号中

「

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)
---------	-------------------------

」を

「

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)
うち支給単位期間	うち 年 月 日～ 年 月 日 (初日) (末日)

」に

改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第8条関係)

千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給通知書（追加支給用）

氏 名	フリガナ	生年月日	年	月	日		
			(歳)			
住 所	(〒 —)		TEL				
教育訓練施設の名称							
教育訓練講座の名称							
教育訓練の期間	年	月	日	～	年	月	日
	(受講開始日)		(受講修了日)				
支 給 額	入学科	円、	受講料	円	合計	円	
支 給 年 月 日	年	月	日				
振込金融機関	金融機関名		支店名				
	(普通・当座)		口座番号				

先にあなたから提出のありました千曲市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）に基づき審査したところ上記のとおり支給することとしましたので通知します。

年 月 日

千曲市長

附 則

この告示は、令和7年2月5日から施行する。